

東京自治労連第11回 労働安全衛生活動交流集会

9月8日(土)、東京自治労連第11回労働安全衛生活動交流集会
が豊島区民センターで開催され、
全体で約120名、支部から7名
が参加しました。

基調報告では、雇用や労働環境
の破壊が進み、自殺者やメンタル
不調者が増加している状況につい
て、さまざまな調査結果等のデー



タを紹介しながら浮き彫りにしま
した。必要な対策を当局に要求し、
実現させていくための労働安全衛
生活動の活性化が求められている
ことが訴えられました。「『いの
ちと健康を守り、人間らしく働く』
ことを保障する労働安全衛生活動」
の推進に向け、職場と労働組合が
一体となって取り組みを進めてい
くことが提起されました。

次に、いのちと健康を守る全国
センター理事・産業医の阿部眞雄
医師から「労働安全衛生活動(労
安)の進め方、労安活動のススメ」
と題した記念講演(写真)が行わ
れました。

労安活動の目的・目標として、
「働きやすい職場づくり」が大切
であることを強調されました。労
働安全衛生法を学び、職場の状態
を調査(C)、問題点と改善方法
を審議(A)、実施計画を提案
(P)、実施評価を行う(D)、
という、「CAPDサイクル(安
全衛生ではPDCAサイクルでは
根本的な課題は解決しない)」の
取り組みが活きることに触れられ
ました。また、安全衛生委員会の
課題や役割を挙げ、ディーセント・
ライフ(人間らしい生活)ができ
る働き方が必要であると熱く語ら

れました。

その後、今年度実施した5年ご
とに取り組まれている健康アンケー
トの中間報告と、「保育職場の労
働安全衛生活動」(東京自治労連
保育部会)、「世田谷区職労の労働
安全衛生活動」の2名から特別報
告があり、昼食休憩に入りました。

午後からは、「快適職場づくり
とメンタルヘルス不全への対応」
「保育職場の労働安全衛生活動」
「労働安全衛生活動交流」「非正
規・公務公共関係労働者の労働安
全衛生活動の到達点と課題」「現
業労働者の労働安全衛生活動」の
5つの分科会と「労働安全衛生活
動の基礎講座」この間の通達等を
ふまえて」が開催され、各々交流
を深めました。

都労連 人事委員会要請

都労連は、9月6日15時より、
人事委員会要請を行い、勧告の作
業状況と要請内容の検討状況を質
しました。

人事委員会は、民間給与実態調
査結果から、「民間事業所の賃金
をめぐる状況は依然厳しい」との
認識を示しました。住居手当につ
いては、都職員の手当受給者は年
齢・職層が高い傾向があるとして、
「どういった職員に対して手当を
措置することが妥当か」を含め
「制度の原点に立ち返って検討を
行っていく」としました。勤務環

境の整備は重要な課題であり、言
及方法等も含め検討を進めるとし
ました。しかし、この時点に至っ
ても、公民較差、特別給、勧告日、
要請事項についての具体的な言及
はありませんでした。

都労連は、民間賃金の分析は妥
当性と納得性に欠けるものであり、
現行比較方法の問題だと指摘しま
した。しかも、不当な比較方法で
あっても、人事院が明らかにした
地域別の官民較差では東京はプラ
ス1・23%であり、人事委員会は
これとの整合性をもった公民較差
を勧告する責務があるとなりました。
住居手当受給者の年齢や職層が高
い傾向については、世帯主として
家計の主たる担い手として当然の
結果であり、調査結果の全体像を
明らかにすることを求めました。
また、住居手当の見直しは、給与
原資の配分問題に直結し給料表自
体に影響する重大な問題であり一
方的な勧告は認められないとしま
した。その上で、都労連の要請事
項について具体的な検討が示され
ていないことに強く抗議し、要請
を真摯に受け止めて踏み込んだ検
討を行い、次回以降その内容を明
らかにすることを強く求めました。
都労連は、10日からステッカー
闘争に突入、19日には単組代表も
含めた人事委員会要請を行い、現
在職場で取り組んでいる要請署名
を提出します。人事委員会に対し
ての職場からの闘いを強めていき
ましょう。

第10回都庁わいわい生協まつり

10月4日(木)17時45分から(予定)
第一本庁舎32階南側食堂「西洋フード」にて

- ①チラシ・参加券は各分会に配布します。
- ②事業所からの参加者には支部から交通費を支給します。行動費は支給しません。
- ③参加費(500円)は分会負担でお願いします(後日請求)。

第40回経済支部 「御岳」自治研集会

日時：10月12日(金)～13日(土)
場所：あきる野市自然休養村「山溪(さんけい)」
〒190-0173 東京都あきる野市戸倉250
TEL 042-595-1177
(JR武蔵五日市駅からバス10分戸倉停留所下車)
※ 開催要項等は、次号に掲載します。